広報みき広告募集要項

三木町では、町内約 9,000 世帯に広報みきを毎月 20 日付けで発行しています。この広報みきを広告媒体とし、広告を掲載する希望者を募集します。

1　広告について

規　　格	掲載位置	掲載期間	広告掲載料（税込）	備　　考
１枠２分の１　単色 縦 50mm×横 85mm	町が指定するページ	月号単位	10,000 円	
１枠　単色 縦 50mm×横 180mm			20,000 円	

・広報掲載に係る広告掲載の位置及び広告の枠数は、広報みき作成の目的を妨げない限度において行うものとします。
・広告掲載の位置は、１ページ（ＪＩＳ規格Ａ４）の下部　約１／５とします。
・広告の掲載ページ及び枠数は、各月号の広報記事の内容によって町が決定し、掲載する枠を指定します。（※掲載ページ及び枠位置の指定はできません。）
・使用できる色は、町が指定します。
・広告には、広告枠左上に縦５mm 横 10mm 程度の大きさで広告という表示を入れて下さい。
・連続して掲載できる期間は、5 月号から 4 月号までの最大 12 か月（月号 12 回）とします。（※複数年度にまたがっての連続掲載の申込みはできません。）

2　申込方法

申込方法	三木町広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に規定している三木町広告掲載申込書（様式第１号）に広告原稿（最終原稿とします。）及び広告主事業概要を添えて、申し込んで下さい。（要綱第７条）
提出原稿様式	紙データ及び電子データ（Microsoft Word）
申込み・問い合わせ先	761-0692 三木町大字氷上 310 番地 三木町政策情報課　広報統計係 電話　：087-891-3302 Fax　：087-898-1994 E-mail ：seisakujoho@town.miki.lg.jp
申込期限	発行日の属する月の２か月前の１５日　午後５時まで
広告掲載料納付期限	発行日の属する月の前月１５日 （複数月の場合であっても、一括前納）

※１５日が土、日及び祝日の場合は、その後最初の平日とします。

３　広告掲載について

要綱及び三木町広告掲載基準（以下「基準」という。）の規定に基づき実施しますので、要綱、基準を承知の上申込み下さい。

４　広告の選定方法

広告の選定は、事業所の所在地や公共性の度合いなどを判断して掲載順位を決定します。同順位のものが複数ある場合は、抽選により決定します。（要綱第９条）

５　広告掲載の決定

広告掲載の承諾・不承諾の決定をしたときは、その結果を通知します。（要綱第８条）

６　広告内容の訂正

広告を掲載することとなった広告原稿を訂正する場合は、広報みきの印刷を行う前で訂正が可能な場合のみ、内容を確認の上認めます。

７　広告内容の変更

社会情勢の変化や、各種法令、要綱、基準等の改正により、広告内容が不適切と思われる場合は、要綱第８条の決定により広告を掲載することとなった広告主に対して内容等の変更を求めることがあります。（基準第７条）

８　広告掲載の取消し

広告主が、①指定期日までに広告掲載料を納付しない場合、②広告主又は広告内容が、要綱、基準、募集要項等の規定に抵触する又はそのおそれがある場合、③町長が広告の掲載が適切でないと判断した場合は、広告の掲載を取り消すことがあります。（要綱第 11 条）

広告掲載を取り消した場合は、すでに納付された広告掲載料は返還しません。（要綱第 12 条）

９　広告掲載期間の延長

広告主に責任がなく、三木町が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった月数に応じて、掲載期間を延長します。延長できない広告又は広告主が延長を希望しない場合については、未掲載期間の広告掲載料を月号単位の金額で返還します。（要綱第 12 条）

10　広告主の責務

広告主は、広報みきに掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。

広告主は、広告掲載後その責めに帰すべき理由により、当町に損害を与えた場合はその損害を賠償するものとします。

広告主は、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。（要綱第 13 条）

11　**その他**

その他疑義が生じた場合は、町と広告主で協議し決定するものとします。

12　**イメージ図**

１枠　２分の１（縦 50㎜×横 85㎜）

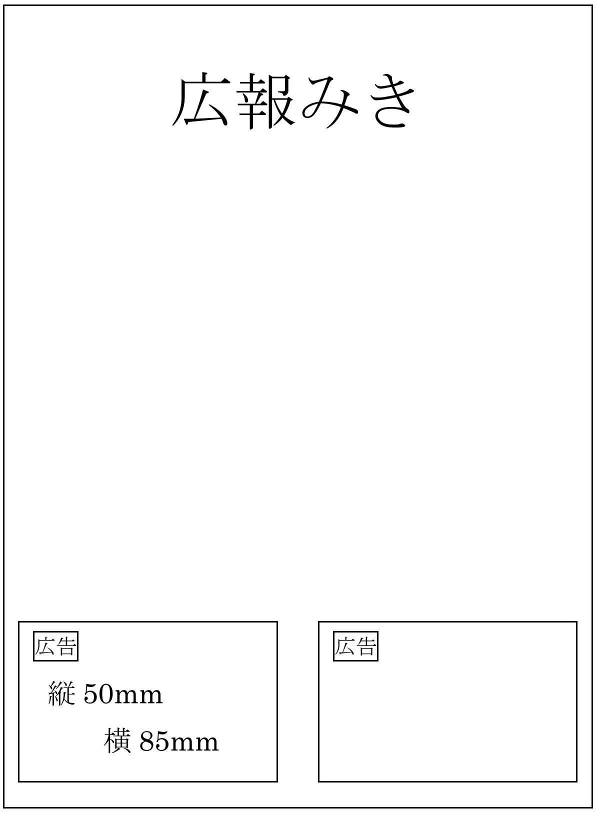

１枠（縦 50㎜×横 180㎜）

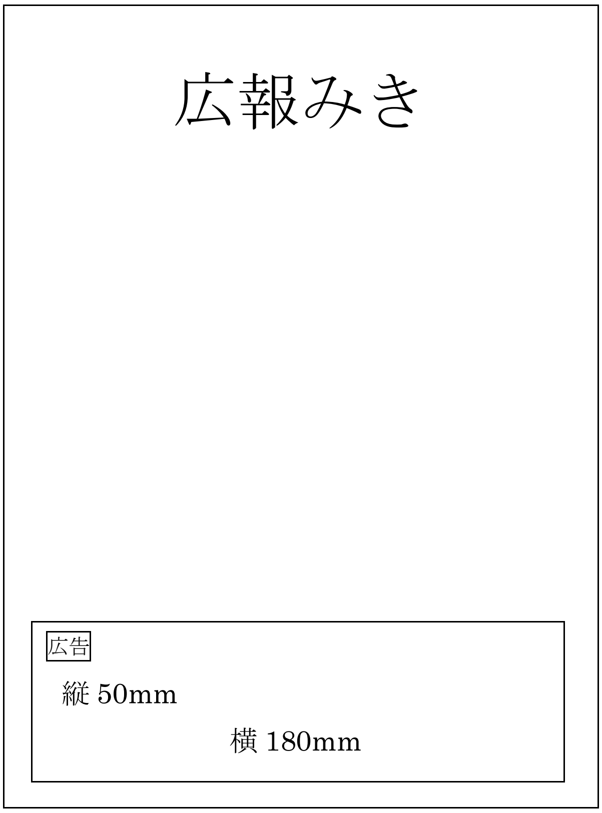

（別　紙）

広報みき広告掲載申込期限及び納付期限一覧表

号数		発行予定日	申込期限	広告掲載料納付期限
539	5月号	平成24年 4月20日	平成24年 2月15日	平成24年 3月15日
540	6月号	平成24年 5月18日	平成24年 3月15日	平成24年 4月16日
541	7月号	平成24年 6月20日	平成24年 4月16日	平成24年 5月15日
542	8月号	平成24年 7月20日	平成24年 5月15日	平成24年 6月15日
543	9月号	平成24年 8月20日	平成24年 6月15日	平成24年 7月17日
544	10月号	平成24年 9月20日	平成24年 7月17日	平成24年 8月15日
545	11月号	平成24年10月19日	平成24年 8月15日	平成24年 9月18日
546	12月号	平成24年11月20日	平成24年 9月18日	平成24年10月15日
547	1月号	平成24年12月20日	平成24年10月15日	平成24年11月15日
548	2月号	平成25年 1月18日	平成24年11月15日	平成24年12月17日
549	3月号	平成25年 2月20日	平成24年12月17日	平成25年 1月15日
550	4月号	平成25年 3月19日	平成25年 1月15日	平成25年 2月15日

※広報みきの発行日は毎月２０日を予定しておりますが、休日等の関係により前後する場合があります。